

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例の延長			
税目	法人税			
要望の内容	銀行等保有株式取得機構（以下「機構」）に係る課税の特例（下記）について、令和14年度から機構の存続期限である令和18年3月末まで措置すること。			
		機構の法人税に係る特例	（参考）特例がない場合の法人税法等の取扱い	
	①	欠損金の繰越控除の繰越期間	制限なし	10年間
	②	繰越控除される欠損金の限度額	所得金額の100%	所得金額の50%
新設・拡充又は延長を必要とする理由	③	欠損金の繰戻しによる還付	あり	なし
	※ 銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例は、機構の設立根拠法において令和13年度まで措置されているところ、先般の国会において、機構の存続期限が令和13年度から令和18年3月末まで延長されている。			
平年度の減収見込額		—	百万円	
（制度自体の減収額）		（—	百万円）	
（改正増減収額）		（—	百万円）	
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する当該銀行等の株式の処分の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること。			
	(2) 施策の必要性 機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての上記役割を十分に果たせるよう措置されているものであることから、機構の存続期限である令和18年3月末までの措置が必要である。			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	銀行等による対象株式等の処分及び銀行等と相互にその発行する株式を保有する銀行等以外の会社による当該銀行等の株式の処分が短期間かつ大量に行われることにより、対象株式等の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないようにするため、機構が銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和18年3月31日まで (銀行等保有株式取得機構の存続期限まで)
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	機構は、その設立から令和2年度末までの間に、3兆円を超える株式等の買取りを行う一方で、機構の損失発生を極力回避する、処分時期の分散に配慮すること等により、機構の対象株式等の処分が対象株式等市場に与える影響を極力回避するとの方針の下で、取得した株式等の処分も行ってきているところであり、セーフティネットとして、相応の役割を果たしているものと認められる。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	要望内容の性格上明示困難なため、適用見込み明示せず。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たせるよう、機構存続中の不測の事態に備えるものであることから、万が一の備えとして、当該特例措置を設けることは、有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税については、(1)都道府県民税・市町村民税の課税標準である法人税額から法人税の還付額を控除できる期間、(2)事業税の課税標準である所得の計算における欠損金から還付の対象となった部分を控除しない特例が認められる期間が、地方税法及び地方税法施行令本則でそれぞれ10年に限定されているところ、法人税の特例に合わせ、無制限とする特例の措置を要望。
予算上の措置等の要求内容及び金額		なし	

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たせるよう、機構存続中の不測の事態に備えるものであることから、万が一の備えとして、機構の存続期限である令和18年3月末までの措置が必要である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—	—